

令和 8 年度

下水管路改築工事設計業務委託
(R 0 8 - 1)

特 記 仕 様 書

東金市 都市建設部 下水対策課

第1章 総 則

第1条 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本特記仕様書に基づき、委託対象の下水道管路施設の更生工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

第2条 業務の作業範囲

- （１）詳細設計対象路線について、構造計画、詳細な工法選定計画の立案、設計に関する各種計算を行う。
- （２）上記の成果に基づき、発注用の図面を作成し、設計書等を取りまとめる。
- （３）本業務に必要な機材等は、受注者が用意するものとする。また、検査等に必要な費用は受注者の負担とする。
- （４）受注者は、本業務についての一切の責を負うものとする。
- （５）本特記仕様書に定めのない事項または本特記仕様書について疑義が生じた場合には発注者と受注者とでその都度協議の上決定する。

第3条 適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。なお、本仕様書に明記されていない事項については、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドラインー2017年版ー公益社団法人 日本下水道協会」に従うものとする。ただし、特別な仕様については、監督員の指示に従い施行しなければならない。

第4条 履行期間

本業務の履行期間は、契約の翌日から令和9年3月19日までとする。

第5条 管理技術者及び照査技術者

- （１）受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。（管理技術者と照査技術者の兼務は不可）
- （２）管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術管理部門（下水道）又は、上下水道部門（下水道））、若しくは、RCCM（下水道）の資格を有するものとし、管理技術者は業務の全般にわたり技術的管理を行われなければならない。
- （３）受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

第6条 安全管理

受注者は、業務の安全確保に努めること。また、業務中に発生した火災、盗難その他の事故については、責任をもって解決に当たらなければならない。

第7条 提出書類

契約締結後、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 管理技術者届（資格証、雇用を証明できる資料）
- (5) 照査技術者届（資格証、雇用を証明できる資料）
- (6) その他発注者が必要と認める書類

第8条 貸与資料

発注者は、業務に係る関係図書及び図面を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された図面の必要性がなくなった場合は速やかに発注者に返却するものとする。また、貸与資料を丁寧に扱い、紛失又は損傷したときは、受注者の責任において速やかに修復するものとする。

- (1) 下水道管路台帳
- (2) 公共下水道汚水管路調査業務委託成果品
- (3) その他必要と認めるもの

第9条 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第10条 秘密の保持

受注者は、業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第11条 業務完了報告

受注者は履行期間内に業務を完了し、所定の書式にて完了報告書を提出し、発注者による業務完了検査を受けなければならない。

なお、業務における成果品は、発注者による完了検査合格後、所定の書式を持って発注者に引き渡すものとし、成果品の引渡しをもって業務の完了とする。

第2章 業務内容

第12条 調査（管更生工法）

資料の収集、既設管調査、現場環境調査について調査しなければならない。

第13条 調査（開削工法）

公図調査、地下埋設物調査等については令和6年度に実施済みであり、資料収集について調査しなければならない。

第14条 設計計画（管更生工法）

既設管の健全度評価結果をもとに、流下能力の評価、構造性能の評価、設計方針、更生工法の選定等設計上必要となる項目について、受注者の技術力を十分活用し検討を行い、整理して本市に提出しなければならない。なお、各種工法の選定条件については、現場条件を踏まえたうえで監督員と協議し決定すること。

第15条 設計計画（開削工法）

令和6年度実施の報告書をもとに、流下能力の評価、構造性能の評価、設計方針、開削工法の設計上必要となる項目について、受注者の技術力を十分活用し検討を行い、整理して本市に提出しなければならない。

第16条 設計図

作成する主要な設計図は、次のとおりとする。

- （1）位置図
- （2）系統図
- （3）平面図
- （4）縦断面図
- （5）横断面図
- （6）仮設図等

第17条 各種計算

設計等における各種計算にあたっては、監督員と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

第18条 数量計算

施工種別、管径、スパンごとに施工延長を求め、数量計算等を行う。

第19条 打合せ協議

打合せ協議は、管更生工法及び布設替え工法の双方合わせて少なくとも初回、中間1回、納品の3回実施することとし、その他必要に応じて打合せを行う。

第20条 本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部（電子データ含む）
- (2) 打合せ記録簿 1部（電子データ含む）